

健難発 1013 第 4 号  
令和 3 年 10 月 13 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 衛生主管部（局）長 殿  
中 核 市  
児童相談所設置市

厚生労働省健康局難病対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 小児慢性特定疾病の対象疾病名等の変更に伴う医療受給者証等の取扱いについて

今般、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 1 項に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病について、令和 3 年 10 月 13 日付け厚生労働省告示第 371 号により、小児慢性特定疾病の対象となる疾病の追加と併せて、既存の小児慢性特定疾病の疾病名等の変更が同年 11 月 1 日から適用するとされたところです。

当該変更について、下記のとおり小児慢性特定疾病医療受給者証（法第 19 条の 3 第 7 項に規定する医療受給者証をいう。以下「受給者証」という。）の取扱いを定めましたので、御了知の上、小児慢性特定疾病指定医や指定小児慢性特定疾病医療機関などの関係者、関係団体及び関係機関に対する周知方につき御配慮をお願いします。

### 記

#### 1. 対象疾病等が変更される小児慢性特定疾病

##### ①疾患群の変更：先天性ポルフィリン症

- ・旧疾患群：先天性代謝異常
- ・新疾患群：皮膚疾患

##### ②疾患区分の変更：先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（G P I）欠損症

- ・旧区分：先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（G P I）欠損症
- ・新区分：糖蛋白代謝障害

##### ③疾病名の変更：全身性強皮症

- ・旧疾病名：強皮症
- ・新疾病名：全身性強皮症

#### 2. 受給者証等の経過措置の取扱いについて

令和 3 年 10 月 31 日までに受給者に交付された受給者証については、当該受給者証の有効

期限内において、旧疾病名等を新疾病名等とみなして使用することとして差し支えないこととする。

また、同日までに各都道府県市に提出された支給認定申請（法第19条の3第1項に規定する申請をいう。）においても同様の扱いとする。

以上

**【連絡先】**

厚生労働省健康局難病対策課小児慢性特定疾病係

T e l : 03-5253-1111 (内線 2298、7937)

夜 間 直 通 : 03-3595-2249

E - m a i l : [shouman@mhlw.go.jp](mailto:shouman@mhlw.go.jp)